

市役所本館地下2階非常用発電機改修工事

図 面 リ ス ト					
電 気 設 備 工 事		機 械 設 備 工 事		建 築 工 事	
図 番	図 面 名 称	図 番	図 面 名 称	図 番	図 面 名 称
E-1	表紙・図面リスト	M-1	消火設備・空調設備1階平面図(撤去・改修)	A-1	本館1階平面図
E-2	電気設備工事 特記仕様書	M-2	消火設備地下2階仮設図		
E-3	配置図	M-3	消火設備地下1階仮設図		
E-4	自家発電設備 特記仕様書	M-4	消火設備1階仮設図		
E-5	自家発電設備 出力計算書	M-5	消火設備2階仮設図		
E-6	自家発電設備 地下2階機器配置図	M-6	消火設備3階仮設図		
E-7	自家発電設備 地下2階機器撤去図	M-7	消火設備4階5階仮設図		
E-8	自家発電設備 諸管線図	M-8	消火設備6階7階仮設図		
E-9	自家発電設備 地下2階配管図	M-9	消火設備PH1階仮設図		
E-10	自家発電設備 地下2階配線図				
E-11	1階搬入計画図				
E-12	地下2階搬入計画図				
E-13	電気設備1階平面図(撤去・改修)				

電気設備工事 特記仕様書

この工事は高槻市週休2日工事実施要領に基づき施工するものとする。

選択の場合は●印を本工事に適用する。但し●印のない場合は※印を適用する。
(標仕...)は標準仕様書、(改標仕...)は改修標準仕様書の当該項目を示す。

1. 工事名称

工 事 名 称	市役所本館地下2階非常用発電機改修工事
工 事 場 所	高槻市桃園町2-1 地内
工 事 期 間	契約書による

2. 建物概要

構 造	○S造	○RC造	○SRC造	○木造	○
階 数	地下	階	地上	階	塔屋 階
敷 地 面 積	m ²			建 築 面 積	m ²
延 床 面 積	m ²				
用 途 地 域					
建 物 用 途					
防 火 対 象 物	項 () (消防法施行令第1表第1)				
耐震安全性の分類	建築設備	○甲類	○乙類		

3. 工事種目

電力設備工事	☐ 電灯設備 ☐ 動力設備 ☐ 雷保護設備 ☐
受変電設備工事	☐ 受変電設備 ☐
電力貯蔵設備工事	☐ 直流電源設備 ☐
発電設備工事	☒ 自家発電設備 ☐ 太陽光発電設備 ☐
通信・情報設備工事	☐ 構内情報通信網設備 ☐ 構内交換設備 ☐ 情報表示設備 ☐ 映像・音響設備
	☐ 拡声設備 ☐ 誘導支援設備 ☐ テレビ共同受信設備 ☐ 監視カメラ設備
	☐ 防犯・入退室管理設備 ☐ 火災報知設備 ☐ ☐
中央監視制御設備工事	☐ 中央監視制御設備 ☐
屋 外	☐ 構内配電線路 ☐ 構内通信線路 ☐

4. 共通仕様

用	本工事は、この特記仕様書、設計図、下記仕様書を適用する。 国土交通省大田官房庁営繕部設備課監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、同標準図、同監理指針及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」 上記はいずれも最新版とする。 なお、本工事が建築工事又は機械設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書、同標準図、同監理指針、及び改修工事標準仕様書による。
関 連 法 規	本工事は、建築法、建築基準法、消防法、電気事業法、電気設備の技術基準、労働安全衛生法ならびに関連諸法令を遵守し、完全に施工のこと。
優 先 順 位	すべての設計図書及び配布書類等は相互に補完するものとする。 ただし、これらに相違がある場合の優先順位は次の１～５の順番のとおりとし、これにより難い場合は監督職員との協議による。 １. 質疑回答書 ２. 現場説明事項 ３. 本特記仕様書 4. 設計図書 ５. 標準仕様書

5. 一般事項

施 工 計 画 書	工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。(欄注 1.2.2) 上記には、以下の内容を反映し作成すること。 ①工種別施工計画書作成計画 ②承認図提出計画 ③施工図作成計画
申 請 手 続	本工事に関する関係諸官庁等への申請手続きは、本工事受注者が、その業務を代行し、要する費用はすべて受注者の負担とする。
書類の書式等	高槻市都市創造部建築課による書式とし、書式の電子データを、監督職員より受領すること。なお、上記のない書式については、公共建築工事標準書式等による。
軽 微 な 変 更	図面等に記載が無くとも、技術上、関連法令上、または美観上、構造上、保安上、当然必要と認められる事項、並びに軽微な変更は、請負金額の変更を行わない。
検 査 ・ 試 験	工事完了に際し、関係諸官公署および電力、通信事業所等の行う検査、ならびに本特記仕様書、監督職員の指示する各種検査、試験に合格すること。 上記に要する費用は、本工事受注者の負担とする。
完成図書・その他 (引渡物)	①完成図 (黒表紙 A4 版 (金文字) ※2 部) ○ 部 変更の行われた部分については設計原図を訂正し、完成図として提出する。 納入設置した主要機器類の仕様書を末尾に追加添付する。 設計原図に記載されている機器品番を納入設置したものにて訂正する。 幹線・盤リスト等の負荷容量は、設置した機器の容量に更新し計算の上、訂正する。 掘削時に出てきた既存配管を完成図に反映すること。 ②完成図の電子媒体 (JWW-CAD 形式、及び PDF ファイル) CD-R 1 部 JWW-CAD 形式によりがたい場合は、DXF-CAD 形式での提出とする。 ・ CAD ファイルは 1 枚の図面をひとつのファイルとする。 ・ PDF ファイルは A3 サイズ、解像度 300 dpi 程度 (文字が判読出来ること) ・ PDF ファイルははすべての図面を 1 つのファイルとすること。 ファイル名称は下記のとおりとする。 ・ 図面番号_図面名称_工事名称_年度 (西暦) .jww ・ 図面番号 (E01～E**)_図面名称_工事名称_年度 (西暦) .pdf ・ 英数字とアンダーバーは半角とする。 ③保金に関する資料 機器仕様書、取扱説明書、性能試験成績書、総合調整試験成績書、官公署届出書類等 ④保金に関する資料、工事写真 (工程写真、完成写真) の電子媒体 上記電子媒体 (CD-R) に保存し提出 ⑤付属品、予備品等 引継目録を添えて提出 カギ等には表示札を付けること ⑥その他 ○完成図 緑表紙 A4 版 (黒文字) 部 (複数施設配布) ○保金に関する資料 フォーファイル (黒文字) A4 版 部 (複数施設配布) ○撤去したランプレート (再使用可能なもの) ○ 部 上記の引渡物について、特記なき部数、個数については監督職員の指示による。 上記以外の引渡物については監督職員の指示による。 各引渡物の納品場所は監督職員の指示による。
工 事 写 真	国土交通省大臣官庁官庁事務部監修 工事写真の撮り方 (建築設備編) によるほか、監督職員が指定する。なお、測定記録写真は測定値が読み取れるものとする。

電気保安技術者	電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者を置くものとする。 電気保安技術者は、発注者側で定めた電気主任技術者の業務を補佐する監督職員の指示にしたがい、当該現場における電気工作物の保安業務を行う。 電気保安技術者は、(様式 第1編 1.3.2)による必要な資格又は同等の知識及び経験を有するものとする。
電気主任技術者	※既存施設の主任技術者 ○その他 (新たに選任する主任技術者等) 上記の主任技術者による立会い、作業等が必要なもの下記とする。 ・停電時における高圧区分開閉器の開閉作業、及び復電時確認。 ・事業用電気工作物の設置や更新時の立会い・確認。 ・その他は監督職員の指示によるもの。
施工条件	①施工時間 土曜日、日曜日及び祝日には、工事の施工を行わない。 但し、●停電作業 ●騒音、仮設作業を除く ・やむをえず行う場合は、監督職員との承諾を受けること。 搬入出、騒音、仮設工事の施工が可能な時間は、22:00～6:00 とする。 ・上記以外の時間に行う場合は、監督職員との承諾を受けること。 なお、施設の運用状況により上記以外にも施工不可の日もあるため、施工日は監督職員・施設管理者と協議・確認の上、決定のこと。 ②工事期間中の施設利用 ※あり (但し、～ は施設の閉鎖を行う) ○なし ③施工計画 騒音・振動・粉塵に配慮すること。 停電作業は影響期間の少ない計画とすること。 仮設計画は図示によるほか、監督職員との協議のうえ計画すること。 工事期間中の消防計画は所管消防署と協議のうえ計画すること。 ④工事中停止させない設備 ※なし ○あり () ⑤他工事との調整 市が発注するその他の工事とも調整の上、施工すること。
品質管理	施工に際しては、現地確認の上、施工別施工計画書 (施工要領書)・施工図等を作成し、監督職員の承認のうえ、施工すること。 契約後、設計図面をA3版青表紙 (黒文字) で製本したものを3部、監督職員に提出のこと。 施工図等の著作権にかかわる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
施工中の安全確保	現場代理人は、作業中・作業後の安全・環境に対する点検を必ず行うこと。 作業前に危険予知活動を行い、その内容について工事従事者に周知徹底を行うこと。 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処理すること。 工事中に発生した公害及び近隣からの苦情に対処しては、受注者の責任において解決すること。また、速やかに監督員、関係部局に連絡すること。 工事に、ほかに損害を与えた場合の補償、補修は受注者の責任とする。 工事現場内及び周辺道路等で通行車、ベッド、工作物、自転車、自動車等に与えた損害は、受注者がその責に任ずること。 施設利用者・施設職員等の安全には十分注意すること。 搬出、運搬、搬入については安全対策を講じること。 交通誘導員の配置については、下記とする。 ※監督職員等の指示 ○図示 ○機材等搬出入時 ○なし ○ 水路汚濁対策は次のこと。 ・コンクリート・モルタル・塗料が付着した施工用具については、周辺環境に影響を与えないように適切に処理を行うこと。 ・塗料の施工を行う場合は、日中に乾ききる時間までに塗装作業を完了すること。 ・雨水割溝や下水管に建築資材が流れ込む場所は、流出防止対策を行うこと。 水管汚濁の可能性のある作業 ●塗装 ○掘削、埋戻し ●コンクリート打設 ○防水 ○その他 ()
機材等	使用機材等の図書 (製作図、試験成績書を含む) は、内容を十分検討した上で、工期に間に合う時期に決定できるよう承諾図として提出すること。 図面に機材等の品番は参考である。同等品以上を選定すること。
機材等の検査および試験	検査および試験を行うべき機材等は、標準仕様書各項目の「機材の試験」による。 なお、工場入検査機材は下記とする。 ※監督職員等の指示する機材 ○ ○
再使用機材	取外し、再取得する機材は、図示による。 取外し後、再取得する機材は、清掃を行いボルト等を増補した上で、取得すること。 なお、照明器具等の見えかたの部分は、洗剤を使用する等、十分に清掃すること。
事前調査・確認	下記の調査を行い、結果を監督職員に報告すること。 ・施工に先立ち既存配管配線ルートや系統、機器等の設置状況を調査・確認する。 ・施工に先立ち監督職員又は施設管理者の立会いのもと、既存機器類の動作状態を確認すること。 ・施工に先立ち総線測定・照度測定等の各種測定を実施し報告すること。報告書は、完成後の各種測定報告書の提出時に添えて提出すること。 その他の事前確認事項は、(改修仕様第2編2.1.)による。
非破壊検査	既存躯体等へのはつり、穴あけ、あと施工アンカー等の施工に際し、埋設物を損傷しないことが明らかな場合を除き、埋設物の事前調査を行い、既存鉄筋や埋設配管等の埋設物を損傷しないよう配慮する。 簡易探査 (鉄筋探査機) ※行う 放射線透過検査 ○行う 測定箇所は図示による Rレーダー ○行う 測定箇所は図示による
PCB含有機器の取扱	既存機器のPCB混入の有無についての調査 ※なし ○あり (対象機器:) 外部機関への調査依頼を含む)
施工の検査に伴う試験	試験運転及び必要な調整、ならびに試験を行い、その結果を監督職員に報告のこと。 照度計器を設置した場所においては、照度測定を行う。 ・測定方法は、JIS C 7612「照度測定方法」による。但し、学校については、学校環境衛生基準による。 ・これにより難しい場合は監督職員との協議による。 ・非常用照明については、建築基準法に適合した照度が確保されているか測定する。 その他は、標準仕様書各項目の「施工の試験」、及び監督職員に指示によること。 試験成績表の書式は高槻市都市創造部建築課による書式とし、書式の電子データ等を、監督職員より受領すること。なお、上記にない書式については、監督職員との協議の上、受注者・メーカー等による書式とする。
施工の立会い等	標準仕様書各項目の「施工の立会い」による。左記以外の立会いも、下記による。 ・主要機材の受入時、及び設置時・施工後に検査が困難な箇所を施工する場合 ・受電時、及び停電作業時の確認・各種測定時における測定条件等の確認 その他、監督職員等の指示による場合 実施時、実施前に監督職員に立会いを要すること。なお監督職員等の立会いが困難な場合は、実施後に写真及び検査記録等により報告すること。
技術検査 (市検査職員による)	工事検査途中における技術検査の実施。○行う ○回 ○段階 施設途中における事故や現場条件の変更により、発注者が必要と認める場合は、上記により実施すること。
機材等の移送、撤去、取外・再取得等	移送、撤去、取外・再取得する機材等は図示による。 但し、図面に記載を無くとも、工事の際に施設の機能上、必要となるものは、監督職員に確認の上、移送すること。 設置する機材等の障害となる既存機材が存在する場合は、監督職員と協議の上、既存機材の移送を行うこと。(空調取出口に照明・感知器等がある場合等を含む) 機材等の撤去に際し、既設配線がある場合はその接続を行うこと。 図面に記載が無くとも必要な配線・配線器具等は監督職員との承諾後撤去すること。 但し、上記に記がある場合はその接続を行う。

撤去後の補修
及び復旧

工事に伴う壁・天井・床等の補修及び復旧は既設と同様にする。

設置機器等撤去後の補修及び復旧は下記とする。（図面に指示あるものを除く）

- ・取付ボルト ※行う
- ・配管等ホルダ ※行う
- ・壁・天井及び床面の変色等の補修（拭取り等で復旧可能な汚れは除く）
※監督職員との協議による ○行う ○建築工事
- ・壁・天井及び床面の機器等撤去後の開口部補修及び仕上げ
※監督職員との協議による ○行う ○建築工事
- ・壁及び天井面の配線器具等撤去後の埋込位置ボックスの開口部補修及び仕上げ
※カバプレートによる ○建築工事

発生材の処理等

標仕 1.3.9) 発生材の処理等により、適切に処理すること。

発生材は金属、樹脂（ビニル管含む）・保温材、その他（陶器・コンクリート破片等）に分けて処分すること。

現場発生材の再利用、再資源化に努めること。

再利用・再資源化を図るものは下記とする。

○ ○

受注者は建設廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。

運搬は産業廃棄物収集運搬業者等と、処分は産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約すること。

建設廃棄物の搬出に当たっては、産業廃棄物管理表（マニフェスト）を交付し、適正に管理すること。

廃材・梱包材等は産業処分すること。

残土処分

○構内敷ならし ○構内指定場所にたい積 ○構外搬出適切処置

構外搬出する残土の処分は受入れ承諾書及び証明書で適正に管理すること。

アスベスト処理 ○行方 ○行わない

対象物 ○外壁アスベスト ○照明・電気機器 ○その他（ ）

・ 昭和4月1日施行の改正大気汚染防止法に基づき対応を行うこと。

・ 外壁にアンカー打設する時は、HEPAフィルター付集塵機で粉塵を吸入させること。

・ コア抜きする前には耐塵材併用工具ケレン工法にて石綿含有仕上塗材除去を行うこと。

・ 作業時には適切な保護具を着用すること。

・ 発生した粉塵等は、石綿含有産業廃棄物として処理すること。

○

既存部分の養生 ※行方 ○行わない

養生の方法 ※ビニルシート、合板等 ○

「国等」による環境物品等の調達の推進等に関する法律」及び「大阪府グリーン調達法」により、「グリーン購入法適合品」とする。

建設機械は低振動・低振動型及び排出ガス対策型を使用すること。

内部改修を行った際には、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認、報告すること。

予備品等は下記による。 但し、下記に特記なき予備品は標準仕様書の各項目による。

・ 照明器具ラック類 ※納入 ○不要

・ LED照明 5%。 但し、器具一体型のLED照明は除く。

・ LED照明以外 1.0%

・ 数量が1に満たない場合は、数量1以上とする。

・ 照明制御用アドレス設定器 ○納入 ○不要

期間及び停電範囲については監督職員ならびに施設管理者と協議の上、決定すること。

停電時の施設・機器等への仮設電源対応。

○必要（図示による） ※不要

警備監視等の外部移転に対して、停電前に移動確認後の連絡を行うこと。

復電時に、停電により停止した機器類の動作確認、制御設定等の調整を行うこと。

この仕様書に定めのない事項については監督職員及び各関係者との協議の上、決定する。

6. 共通工事

一般事項	監督業務所	● 設けない ○ 設ける (備品含む)																								
	工事用電力・水その他	本工事に必要な工事用電力・水の使用、および諸手続などの費用は下記とする。 ・電力 構内施設利用 ※不可 (仮設要) ●可能 (●有償 ○無償) ・水 構内施設利用 ※不可 (仮設要) ●可能 (●有償 ○無償)																								
	足場・さん橋類	足場の種別は(改標仕 第1編2.2.2)による。 ※無償で使用できる ○有償 別契約の関係受注者が定置したものである。																								
	耐震措置	耐震の計算及び施工方法については、標準仕様書・標準図及び図面に記載なきものは『建築設備耐震設計・施工指針 (2014年版)』による。 本施設の分類 ●特定の施設 ○一般の施設 設備機器の耐震支持 下の設計用水平震度及び鉛直震度により、据付ボルト・アンカーボルト等の耐震性能を確認し、監督職員への承諾を受けること。 建築設備機器の設計用標準水平震度																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th><th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr> <tr> <th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階</td><td>2. 0 (2. 0) <2. 0></td><td>1. 5 (2. 0) <2. 0></td><td>1. 5 (2. 0) <1. 5></td><td>1. 0 (1. 5) <1. 0></td></tr> <tr> <td>中間階</td><td>1. 5 (1. 5) <1. 5></td><td>1. 0 (1. 5) <1. 0></td><td>1. 0 (1. 5) <1. 0></td><td>0. 6 (1. 0) <0. 6></td></tr> <tr> <td>1階及び地下階</td><td>1. 0 (1. 0) <1. 5></td><td>0. 6 (1. 0) <1. 0></td><td>0. 6 (1. 0) <1. 0></td><td>0. 4 (0. 6) <0. 6></td></tr> </tbody> </table>	設置場所	特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階	2. 0 (2. 0) <2. 0>	1. 5 (2. 0) <2. 0>	1. 5 (2. 0) <1. 5>	1. 0 (1. 5) <1. 0>	中間階	1. 5 (1. 5) <1. 5>	1. 0 (1. 5) <1. 0>	1. 0 (1. 5) <1. 0>	0. 6 (1. 0) <0. 6>	1階及び地下階	1. 0 (1. 0) <1. 5>	0. 6 (1. 0) <1. 0>	0. 6 (1. 0) <1. 0>	0. 4 (0. 6) <0. 6>
設置場所	特定の施設			一般の施設																						
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																						
上層階	2. 0 (2. 0) <2. 0>	1. 5 (2. 0) <2. 0>	1. 5 (2. 0) <1. 5>	1. 0 (1. 5) <1. 0>																						
中間階	1. 5 (1. 5) <1. 5>	1. 0 (1. 5) <1. 0>	1. 0 (1. 5) <1. 0>	0. 6 (1. 0) <0. 6>																						
1階及び地下階	1. 0 (1. 0) <1. 5>	0. 6 (1. 0) <1. 0>	0. 6 (1. 0) <1. 0>	0. 4 (0. 6) <0. 6>																						
		※ () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。 ※ < > 内の数値は水槽類 (オイルタンク含む) の場合に適用する。 ※設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とする。 重要機器・水槽類は、下記による。 ○変電装置 ○直流電源装置 ●非常用発電装置 ●オイルタンク ○交換機 ○電算用電源 ○中央監視装置 ○UPS装置 ○防災機器 ○太陽光発電用パワコン・蓄電池 ○情報通信ラック ●発電機盤・自動始動盤																								
		配管等の耐震支持 電気配線 (金属管・金属ダクト・バスダクト等) やケーブルラック等の横引き配管等は、地震時の設計用水平震度、及び設計用鉛直震度に応じた地震力に耐えるよう、Sa種、A種又はB種耐震支持により敷設する。 耐震支持の使用区分や敷設条件は、(標仕 第2編2.1.13)による。																								
機材等	風圧力に対する性能	建築基準法施行令第87条に定めるところによる風圧力に対する性能を確認し、監督職員への承諾を受けること。(確認範囲には取付部を含む) 建築基準法に基づき定められた風速及び地表面粗度区分 風速 (O30 ※3.2 Q34) 地表面粗度区分 (OI OII ※III OIV) 確認対象設備は下記による。 ○太陽光発電パネル・架台 ○雷保護受雷部 ○テレビ共聴用アンテナ・マスト ○照明塔 ○																								
	電線・ケーブル	特記なきものはエコ電線・ケーブルとする。エコ仕様がないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。 強電用と弱電用の配管への共入れは、行わない。																								
機材等	金属電線管	図面上P.F管であっても、盤類・プルボックス等への立上下げ露出部分は金属管で保護すること。 配管材料にはボンディングも含む。 予備配管には導入線を入れること。 配管は支持金具を使用すること。																								

合成樹脂製 可とう電線管	合成樹脂製可とう管は、全てPFF管とする。 図中に記載ない場合は、一重波付管とする。
金属製 可とう電線管	盤類、及び室外機等の機器類への接続部に使用する。 エクスパンションジョイント等の異種構造体間の漏り配管部に使用する。
位置ボックス	耐火間仕切壁（軽量鉄骨下地）内に敷設する場合は、鋼製とする。 界壁に組込むボックスは両側で重ならないように設置する。 強電及び弱電用配線器具を同一ボックスに組込む場合は、セパレータ付とする。
プルボックス	屋外設置 ※ステンレス製 ○鋼板製（溶融亜鉛めっき仕上げ、指定色塗装） 屋内設置 ※鋼板製（指定色塗装） ○塩化ビニル樹脂製 長辺が80mmを超えるプルボックスの蓋は2枚に分割する。 プルボックスは点検可能な位置に設置すること。
盤 類	屋外設置 ※ステンレス製（指定色塗装） ○鋼板製（溶融亜鉛めっき仕上げ、指定色塗装） 屋内設置 ※鋼板製（指定色塗装） ○ ブレーカー増設が可能な予備スペースを設けること。
配線器具	埋込スイッチ ●大角連用 ○ワイドシリーズ（居室、等） ・居室、及び3点減じ以上のスイッチは、ネーム付とする。 埋込コンセント ●大角連用 ○ワイドシリーズ（居室、等） 配線器具用プレート ●新金属製 ○樹脂製（居室、等） ○ステンレス製（屋外、厨房、） 大容量コンセント（30A以上、三相用含む）は、プラグも納入のこと。
鍵の種類	新設する機材等の鍵種別は下記とする。 ・盤類 ※タキゲン200番 ○ ・EPS扉 ※タキゲン200番 ○建築指定 タキゲン200番とする場合は建築工事受注者と調整のこと。 ・屋外設備置場フェンス扉の南京錠 ※アルファ50番 ○建築指定
屋外使用材料	配管支持材・金具、ステンレス製、取付面周囲をコーキングすること。 取付ボルト・ナット、ステンレス製。
はつり	貫通・壁溝ははつり（復旧工）は補修を行うこと。 配管・配線等の施工において、既存架の貫通処理は行わないこと。
電源の分岐	既設電源盤から分岐する時は既設盤に盤用端子台を新たに設置し分岐すること。
接 地	シールド信号線には接地をとること。 盤類にはアースをとること。 接地線は緑色とする。但し、D種ELB用接地線は黄色とする。
脱落防止	通常使用時に、落下により破損する恐れのある機器等については、チェーン等 による落下防止に配慮した設置を行う。 ・壁掛インターホン・電話機
危険部位の防護	施設利用者の手の届く範囲にある露出配管支持材等、接触により負傷の恐れのある 部位には保護キャップやコーナガード等の防護措置を施すこと。
銘板・表示	各配線・ケーブルに丸れ・表示ラベル（行先・負荷名称や回路種別とケーブル種別 サイズを明記）を取付ける。設置場所は、盤・プルボックス・ハンドホール・ EPS・点検口付近、その他接続分岐部等とする。 丸れ・表示ラベルは、湿気のある場所は耐湿型の製品を使用し文字等が劣化しない ものとする。また、予備配管については、用途・行先の他、材質、口径を明記する。 盤類には外扉表面に盤名称、外扉表面に受注者と設置者（電気設備施工者）ならびに 設置年月を表記した銘板（エッチングプレート）を取付ける。 増設・変更した盤内分岐回路には対応した負荷名称を表示する。 カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。 コンセント用配線器具プレートにはシール等で回路番号・電源種別等表示を行う。 ネーム付スイッチには点検区分表示を行う。
塗 装	露出電線管には指定色塗装を行う。 盤類及び鋼板製プルボックスには指定色塗装を行う。
保守スペース の確保	盤類の取付位置は保守スペースを考慮して取付けること。
機材の設置位置、 及び高さ	機材等の取付位置、高さ等の詳細は打合せによる。
点 検 口	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と 十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②プルボックス ③将来用スリーブ孔 ④ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部
7. 各項目の電気設備工事	※概要、及び特記事項を記載する
・非常用発電機、付帯設備を撤去・新設する。	
8. 注記、留意事項	
・図面に表示無くとも不要な配線配管は管理者の承諾語撤去すること。	
ただし送り配線がある場合はその接続を行う。	
・図面に表示なくとも本工事により本施設の機能上必要とするものは確認の上、移設すること。	
・既設回路の現状を調査の上、施工すること。	
・機器設置について、監督職員に承諾を得ること。	
・工事施工に伴う廃棄物は、関係法令に従い適切に処分すること。	
・工事施工に伴う災害及び公害防止は、関係法令に従い適切に処理すること。	
・本工事に関連する諸官庁並びに事業会社等に対する申請届出は書類作成を含む	
一切を代行し円滑かつ迅速に行うこと。	
・この仕様書に定めのない事項については各関係者と協議の上、決定すること。	

Name

市役所本館地下2階非常用発電機改修工事

Class

電気設備工事 特記仕様書

Scale

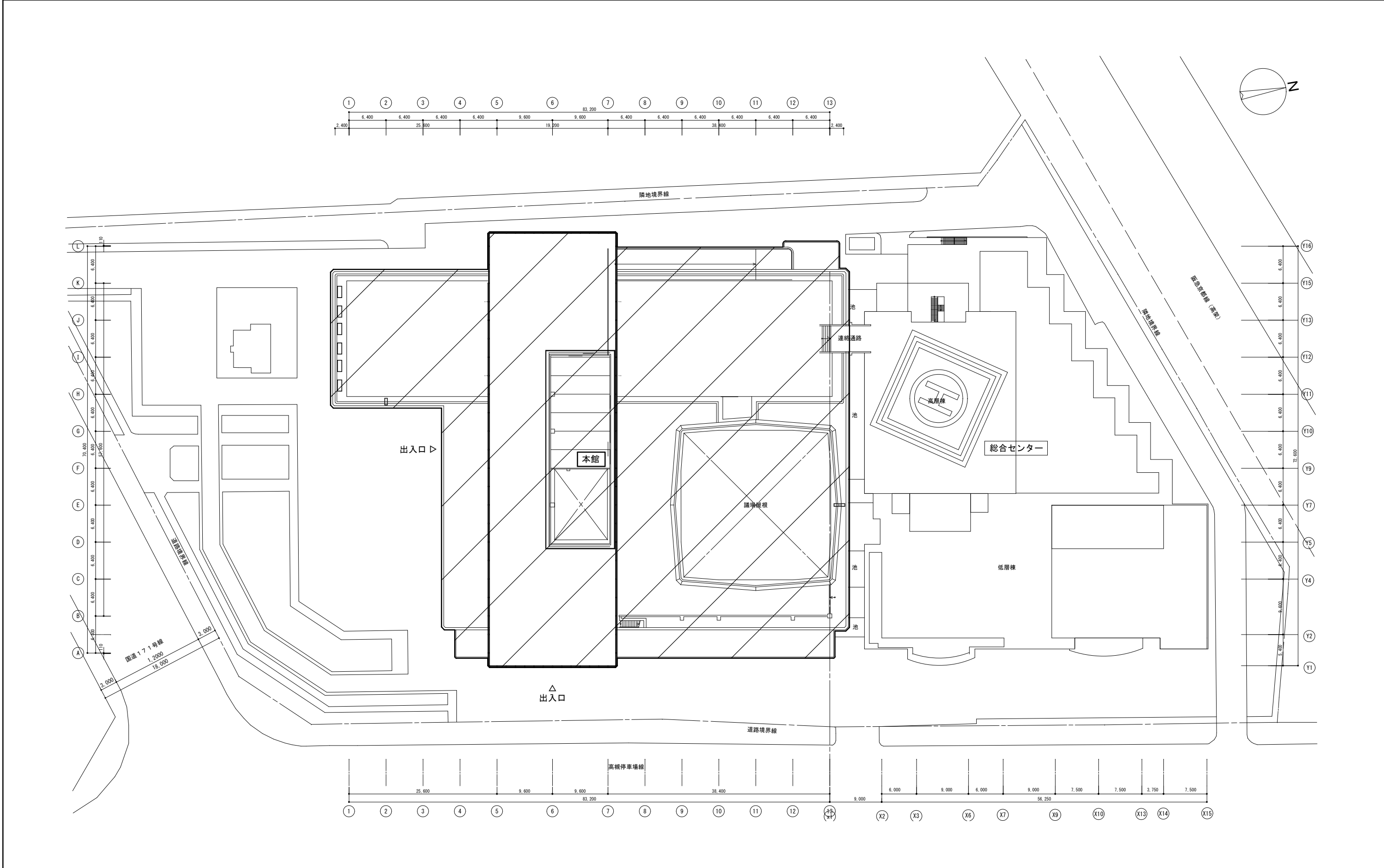
NOT (A1)
NOT (A3)

Checked by

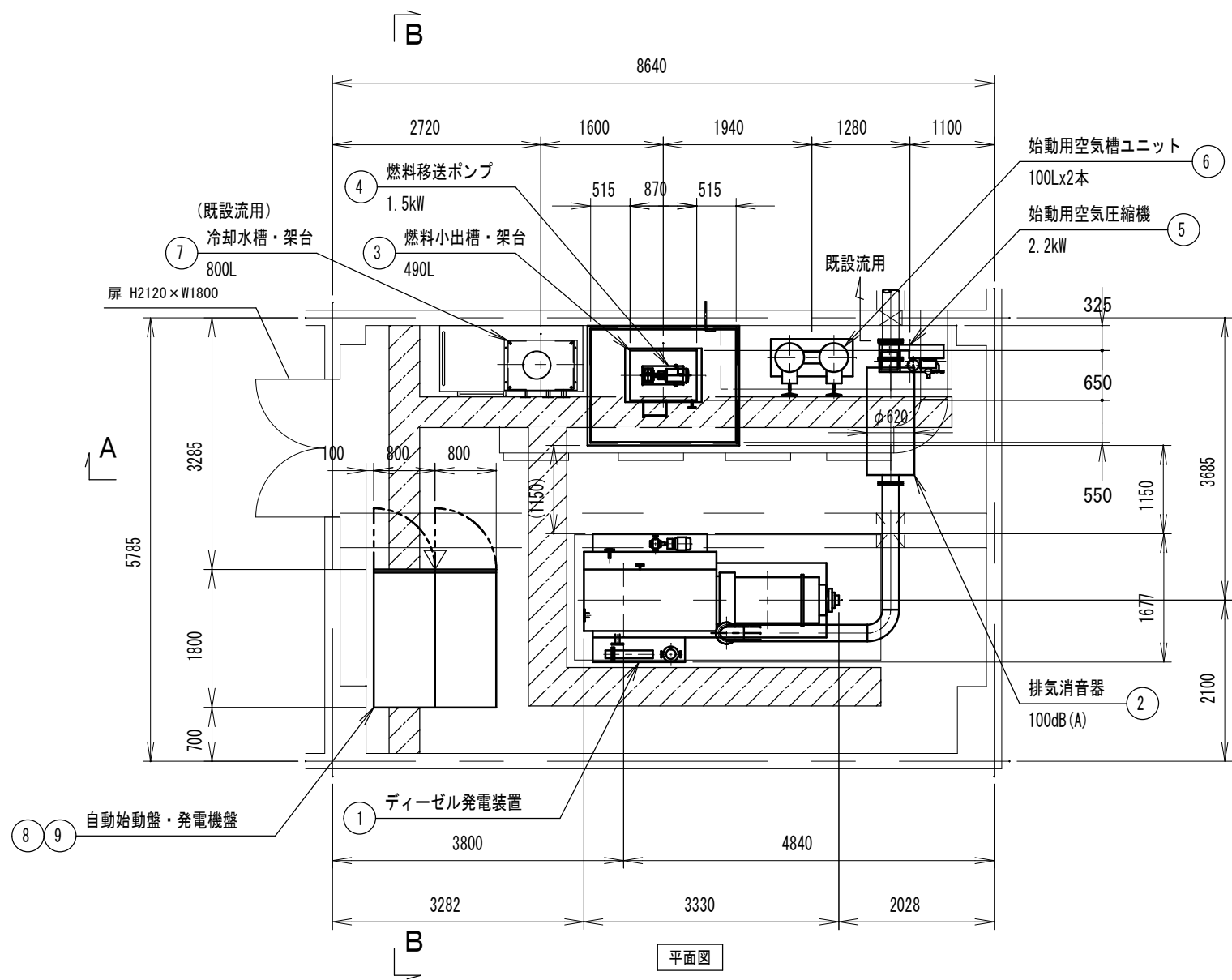
b. s. l. s.

TAKATSUKI CITY HALL

A SECTION OF ARCHITECTURE

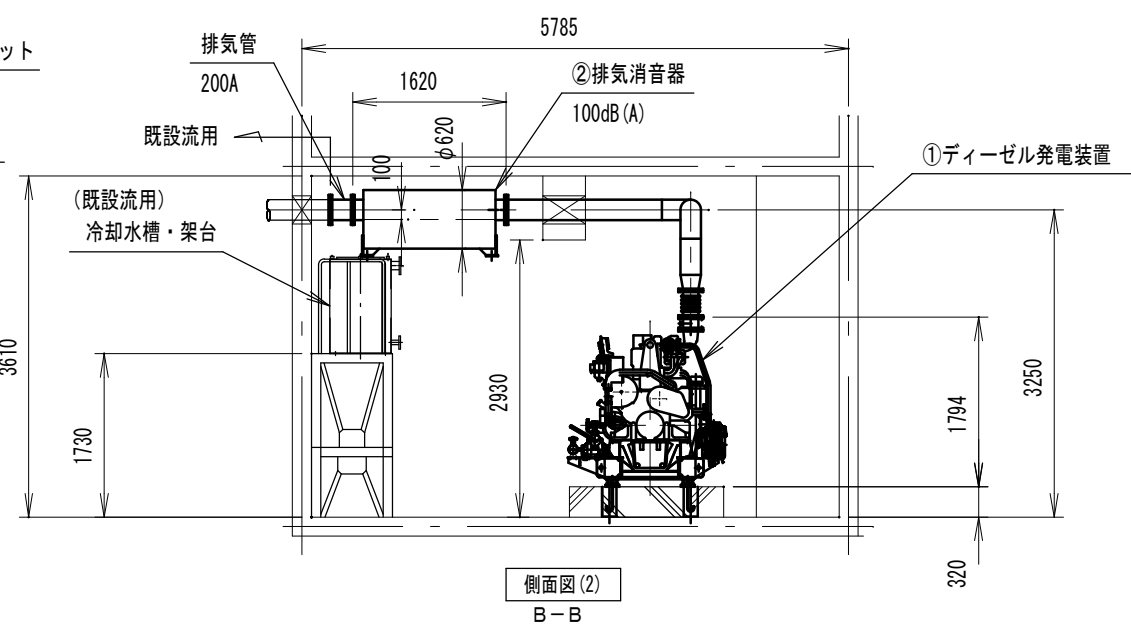
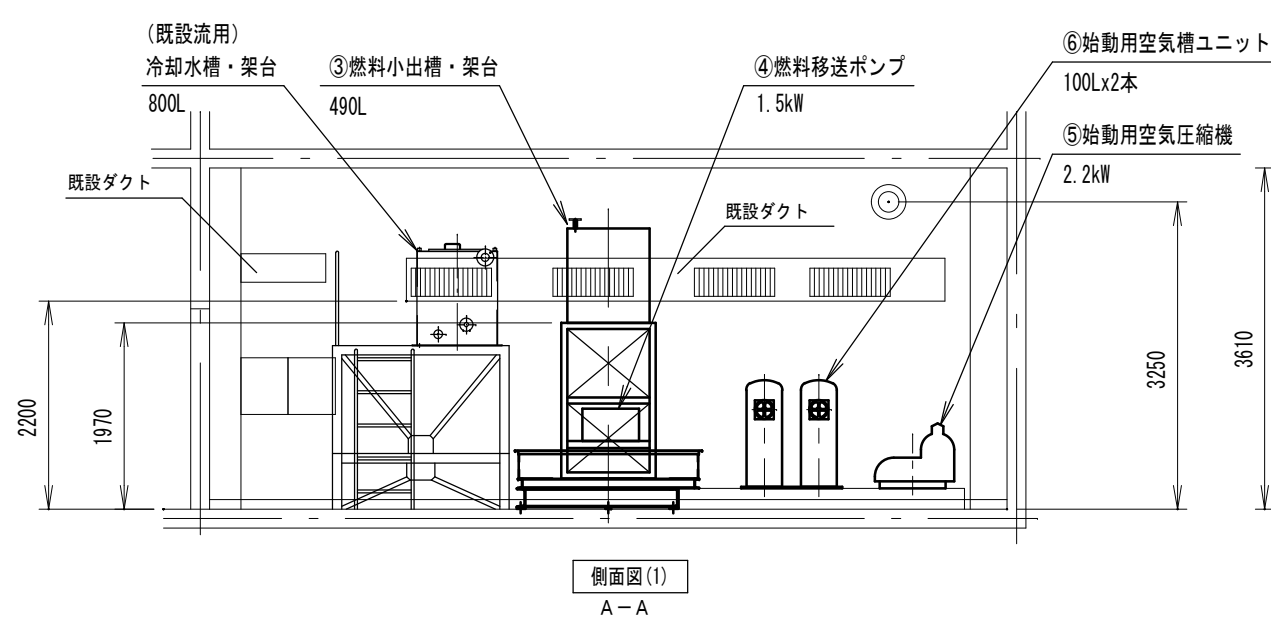


	Name 市役所本館地下2階非常用発電機改修工事				
	Class 配置図		Date		
	Sheet No. 1/300・1/5,000 (A1)	Checked by			
	E-3	Scale 1/600・1/10,000 (A3)	b.	s.	l.
13		TAKATSUKI CITYHALL A SECTION OF ARCHITECTURE			



機器番号	名 称	数量	仕 様	重 量
①	ディーゼル発電装置	1	285 k V A	4790 k g
②	排気消音器	1	100dB (A)	225 k g ※断熱材含まず
③	燃料小出槽・架台	1	490 L	1500 k g
④	燃料移送ポンプ	1	1.5 k W	100 k g
⑤	始動用空気圧縮機	1	2.2 k W	120 k g
⑥	始動用空気槽ユニット	1	100 L x 2	1340 k g
⑦	冷却水槽・架台 (既設流用)	1	800L	-
⑧	発電機盤	1		1000 k g
⑨	自動始動盤	1		1000 k g

：配管配線ピット



Sheet No.
E-6

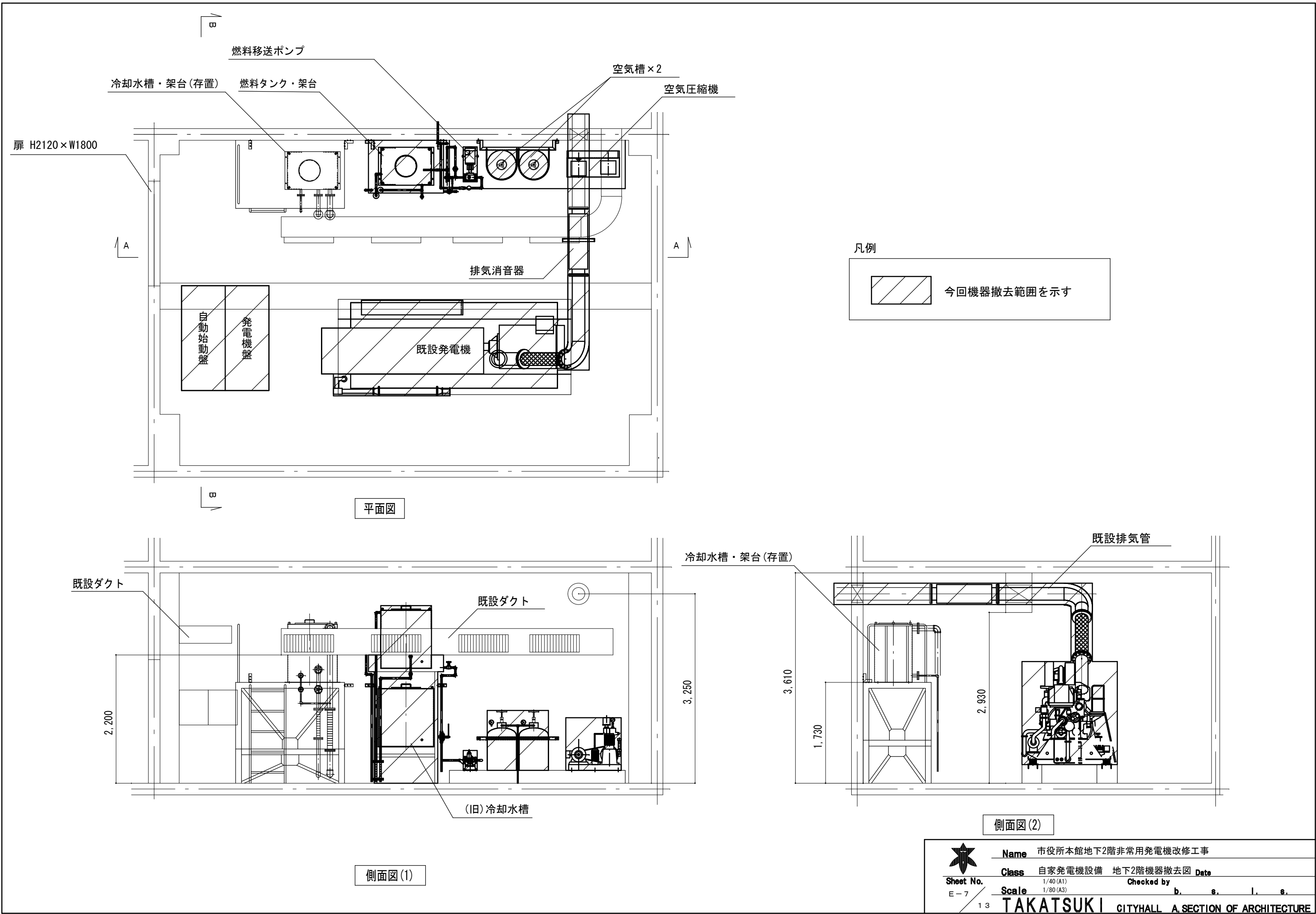
Name 市役所本館地下2階非常用発電機改修工事

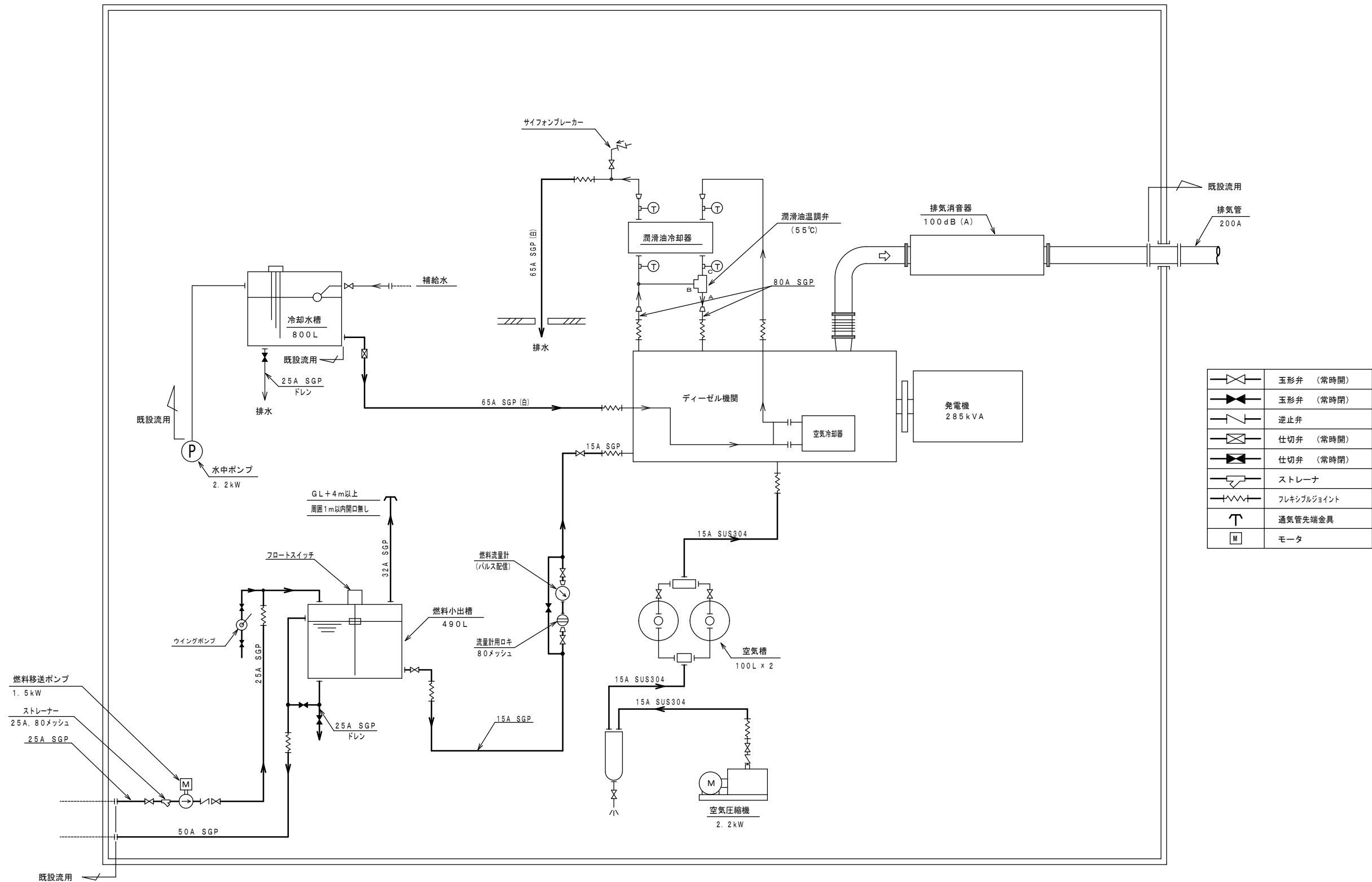
Class 自家発電機設備 地下2階機器配置図 Date

Scale 1/40 (A1) 1/80 (A3) Checked by b. s. l. s.

13

TAKATSUKI CITYHALL A. SECTION OF ARCHITECTURE





Sheet No.

E-8

13

Name 市役所本館地下2階非常用発電機改修工事

Class 自家発電設備 諸管線図

Date

Scale

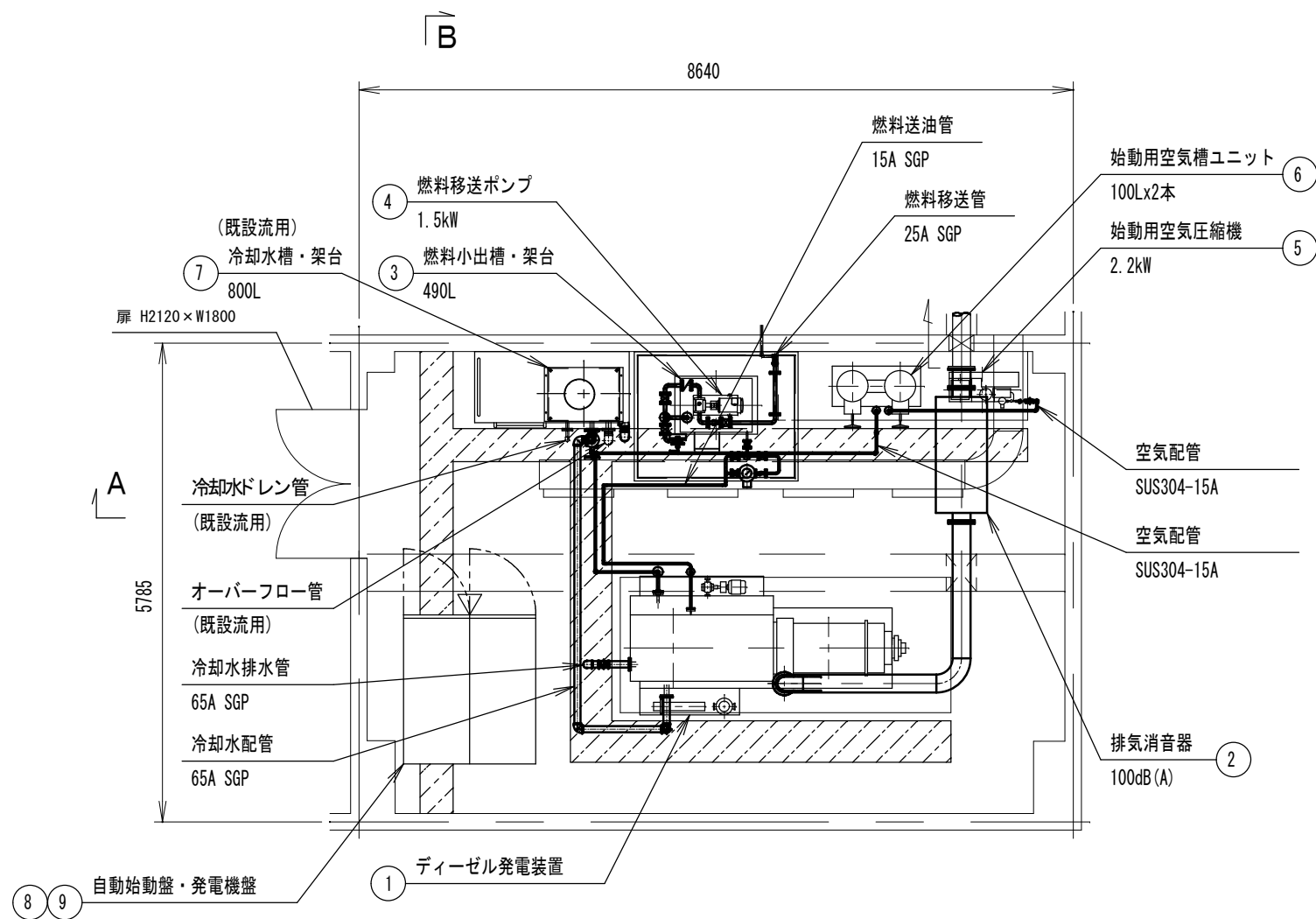
NOT (A1)
NOT (A3)

Checked by

b. s. l. s.

TAKATSUKI

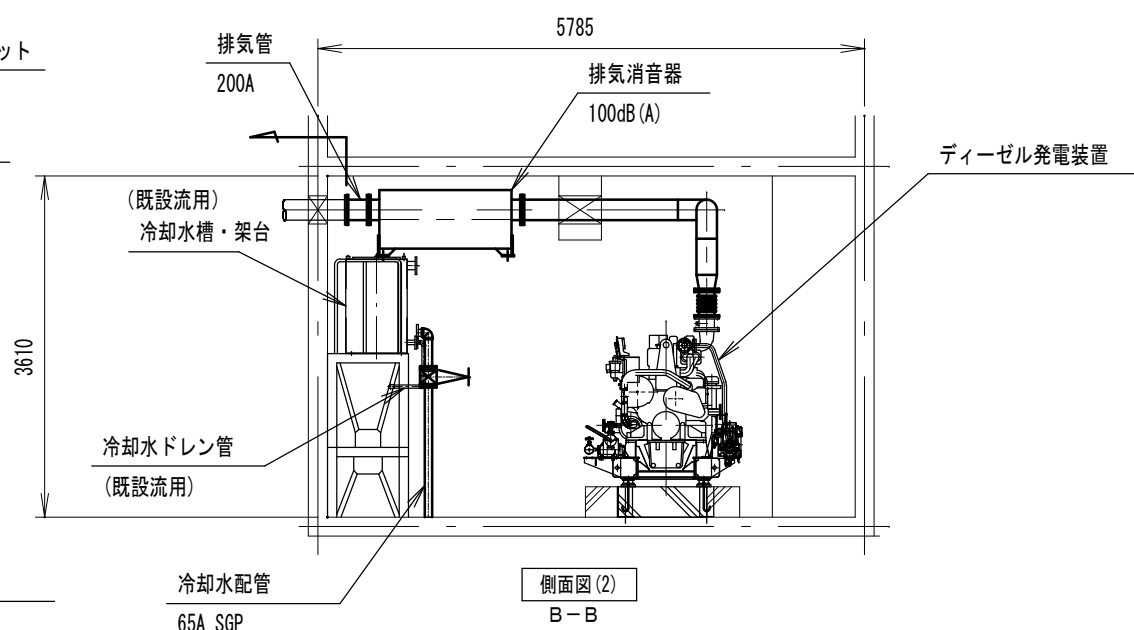
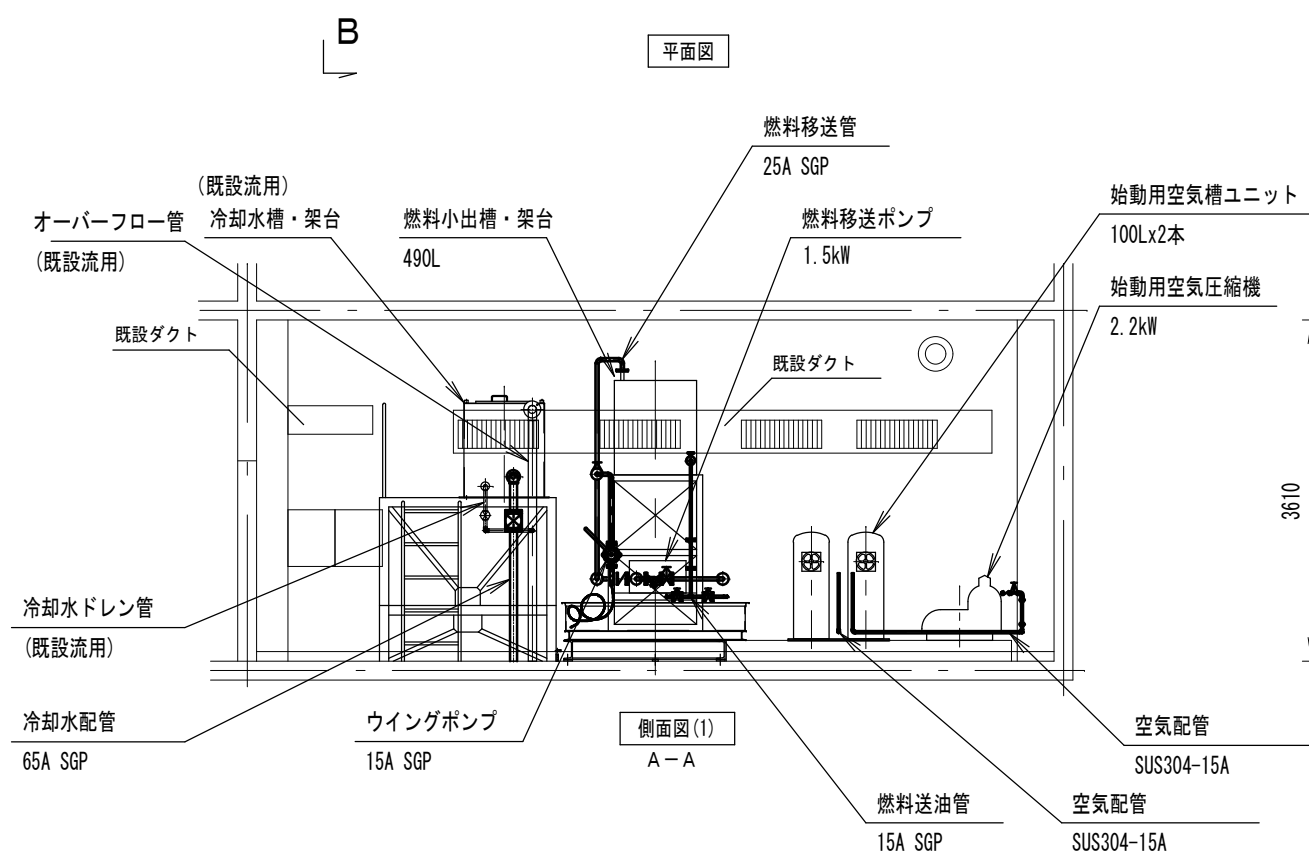
CITYHALL A SECTION OF ARCHITECTURE

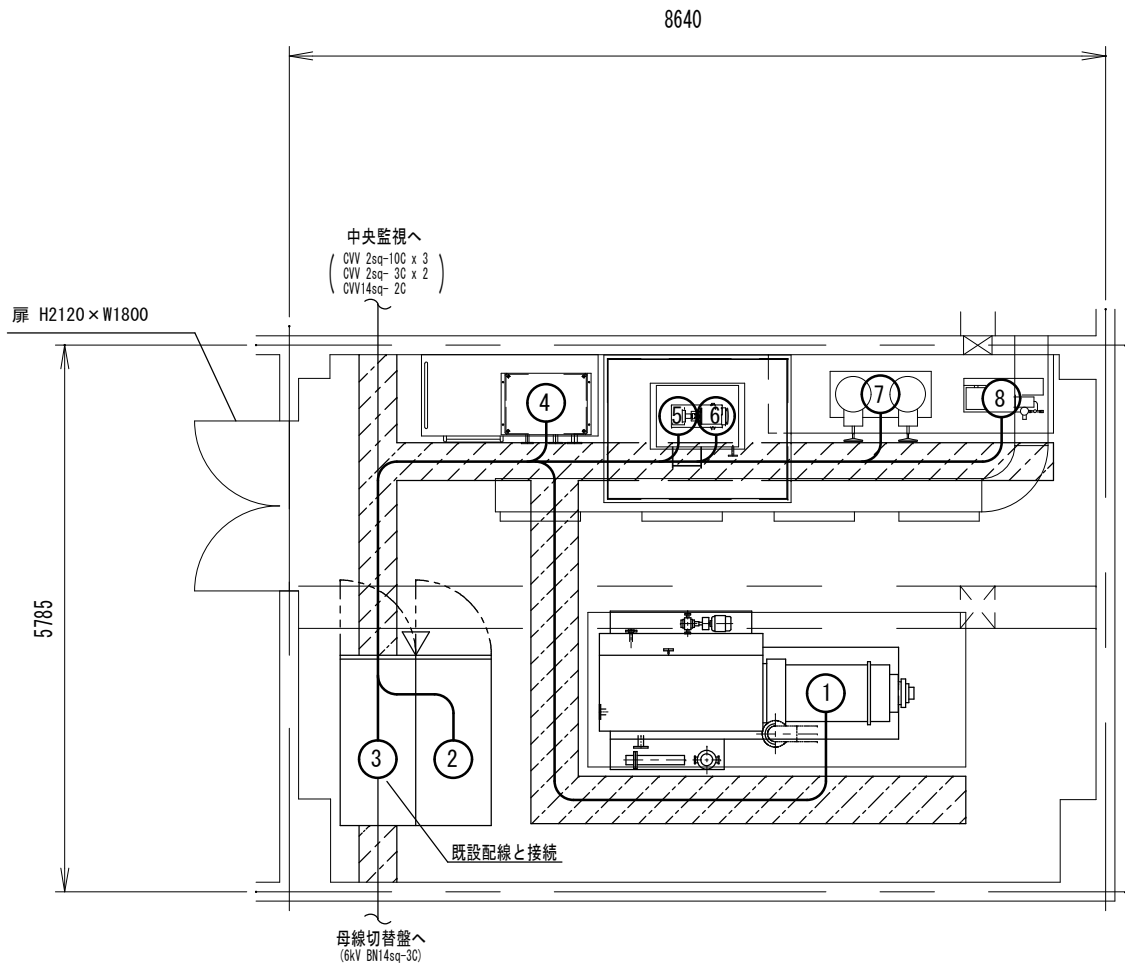


機器番号	名 称	数量	仕 様	重 量
①	ディーゼル発電装置	1	285 k V A	4790 k g
②	排気消音器	1	100dB (A)	225 k g ※断熱材含まず
③	燃料小出槽・架台	1	490 L	1500 k g
④	燃料移送ポンプ	1	1.5 k W	100 k g
⑤	始動用空気圧縮機	1	2.2 k W	120 k g
⑥	始動用空気槽ユニット	1	100 L x 2	1340 k g
⑦	冷却水槽・架台 (既設流用)	1	800L	-
⑧	発電機盤	1		1000 k g
⑨	自動始動盤	1		1000 k g

：配管配線ピット

※配管種別・サイズはE-8図参照





機器番号	名 称
①	ディーゼル発電装置
②	自動始動盤
③	発電機盤
④	冷却水槽 (既設流用)
⑤	燃料小出槽
⑥	燃料移送ポンプ
⑦	始動用空気槽ユニット
⑧	始動用空気圧縮機

発電機用配線表

布設 番号	ケーブル経路		ケーブル		備考
	自	至	種類	サイズ	
01	② 自動始動盤	① ディーゼル発電装置	6.6kV EM-CET	22sq	6.6kV
02	② 自動始動盤	① ディーゼル発電装置	EM-CEE-S	2.0sq-2C	励磁回路
03	② 自動始動盤	① ディーゼル発電装置	EM-CEE	1.25sq-2C	冷却水断検知スイッチ
04	② 自動始動盤	① ディーゼル発電装置	EM-CEE	1.25sq-6C	コモン
05	② 自動始動盤	① ディーゼル発電装置	EM-CEE	1.25sq-6C	潤滑油圧力低下
06	② 自動始動盤	① ディーゼル発電装置	EM-CEE	1.25sq-6C	冷却水温度上昇
07	② 自動始動盤	① ディーゼル発電装置	EM-CEE	1.25sq-2C	温水循環装置温度スイッチ (過温)
08	② 自動始動盤	① ディーゼル発電装置	EM-CEE	1.25sq-2C	温水循環装置温度スイッチ (自動運転)
09	② 自動始動盤	① ディーゼル発電装置	EM-CEE	2sq-3C	タコジェネ
10	② 自動始動盤	⑦ 始動用空気槽ユニット	EM-CEE	1.25sq-2C	空気圧縮機運転信号 (自動運転)
11	② 自動始動盤	⑦ 始動用空気槽ユニット	EM-CEE	1.25sq-2C	空気圧縮機運転信号 (圧力低下)
12	② 自動始動盤	⑤ 燃料小出槽	EM-CEE	1.25sq-2C	燃料ポンプ (自動運転)
13	② 自動始動盤	⑤ 燃料小出槽	EM-CEE	1.25sq-2C	燃料ポンプ (自動停止)
14	② 自動始動盤	⑤ 燃料小出槽	EM-CEE	1.25sq-2C	燃料小出槽 (下下限)
15	② 自動始動盤	① ディーゼル発電装置	600V EM-CE	3.5sq-2C	ガバナモータ
16	② 自動始動盤	① ディーゼル発電装置	600V EM-CE	3.5sq-2C	回転整流器故障検知
17	② 自動始動盤	① ディーゼル発電装置	600V EM-CE	3.5sq-3C	温水循環ポンプ動力
18	② 自動始動盤	① ディーゼル発電装置	600V EM-CE	8.0sq-3C	冷却水ヒータ
19	② 自動始動盤	① ディーゼル発電装置	600V EM-CE	5.5sq-3C	潤滑油プライミングポンプ
20	② 自動始動盤	⑧ 始動用空気圧縮機	600V EM-CE	5.5sq-3C	空気圧縮機動力
21	② 自動始動盤	⑥ 燃料移送ポンプ	600V EM-CE	3.5sq-3C	燃料移送ポンプ動力

 : 配管配線ピット

平面図



Sheet No.
E-10

Name 市役所本館地下2階非常用発電機改修工事

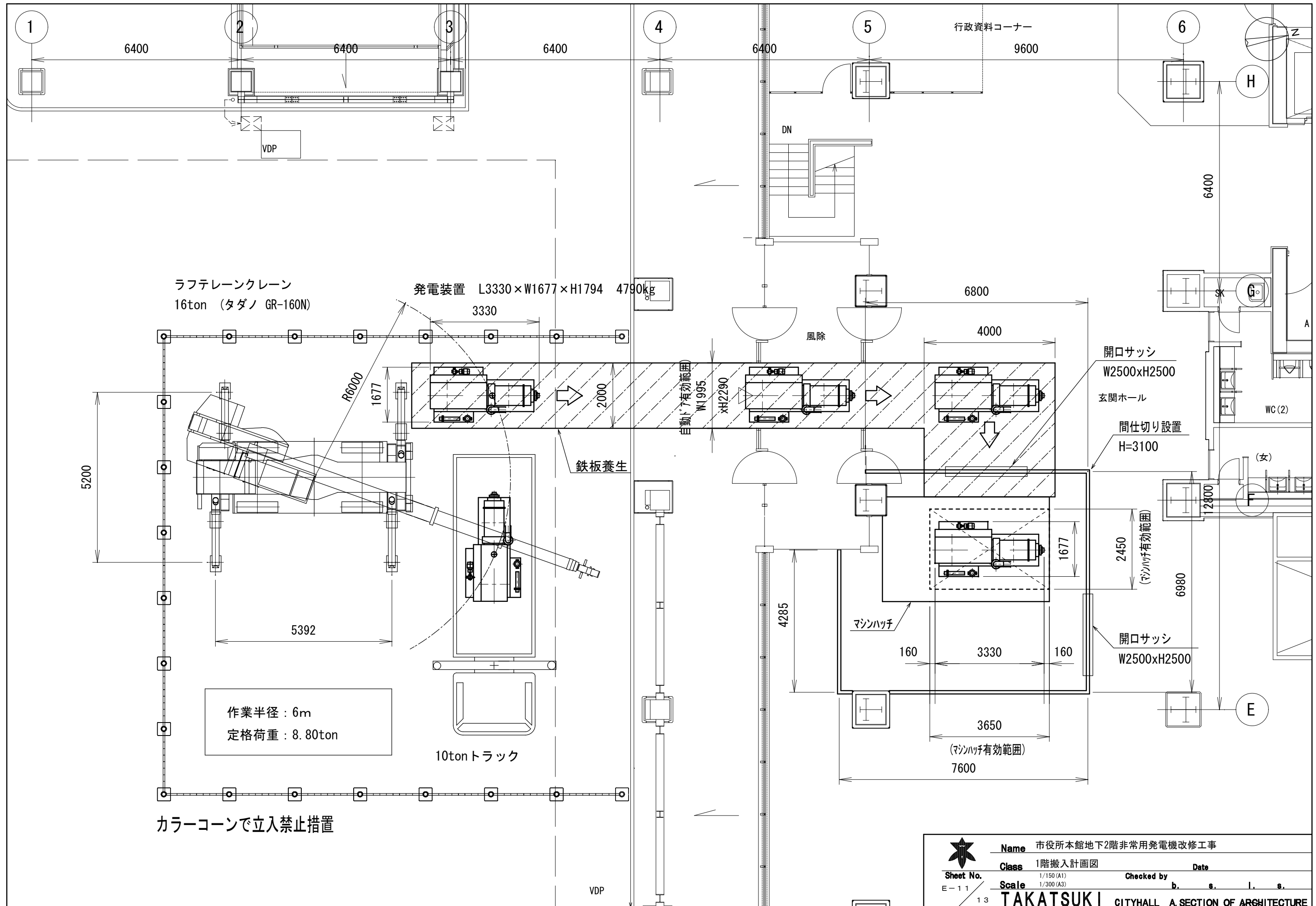
Class 自家発電機設備 地下2階配線図

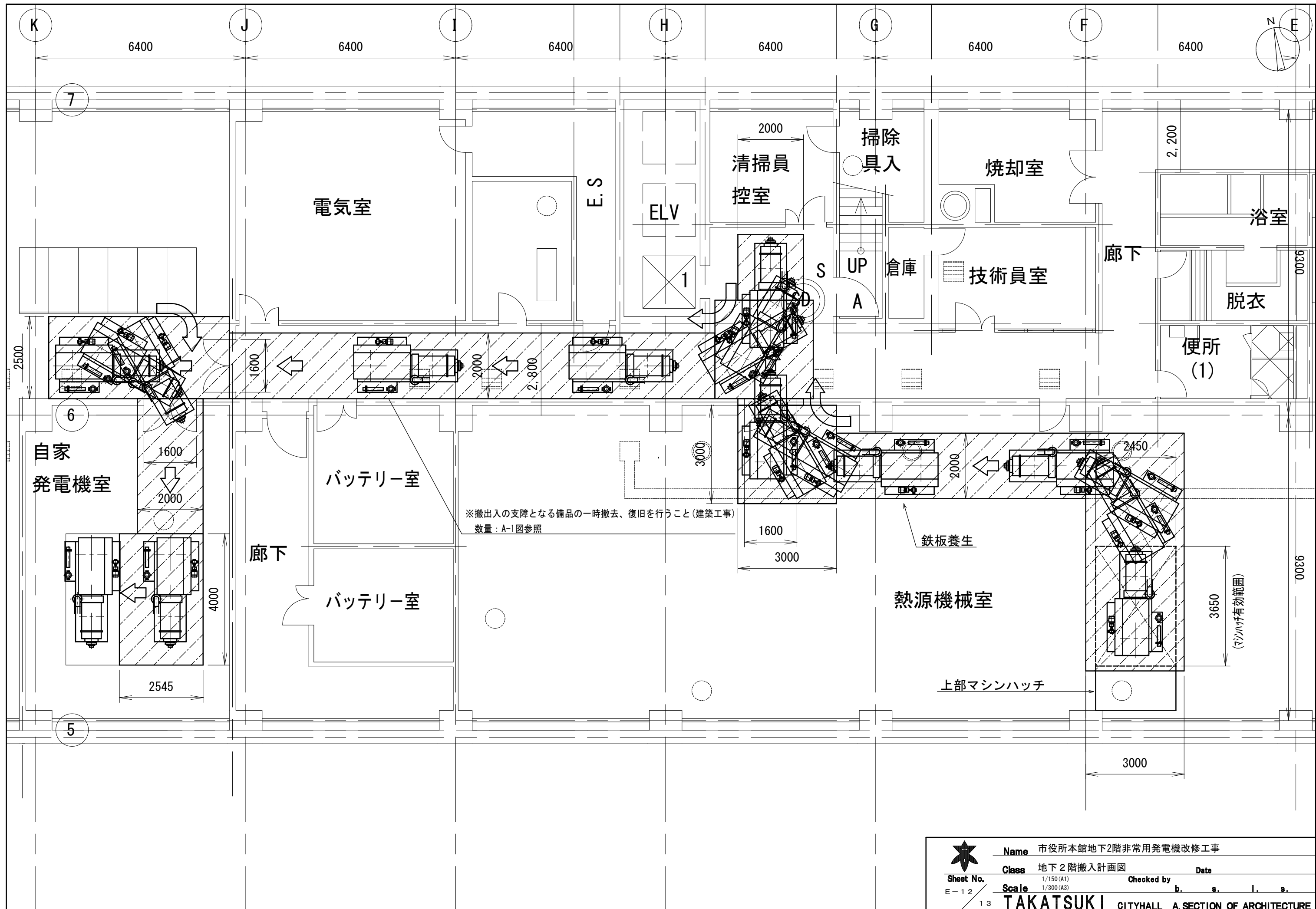
Scale 1/40 (A1)
1/80 (A3)

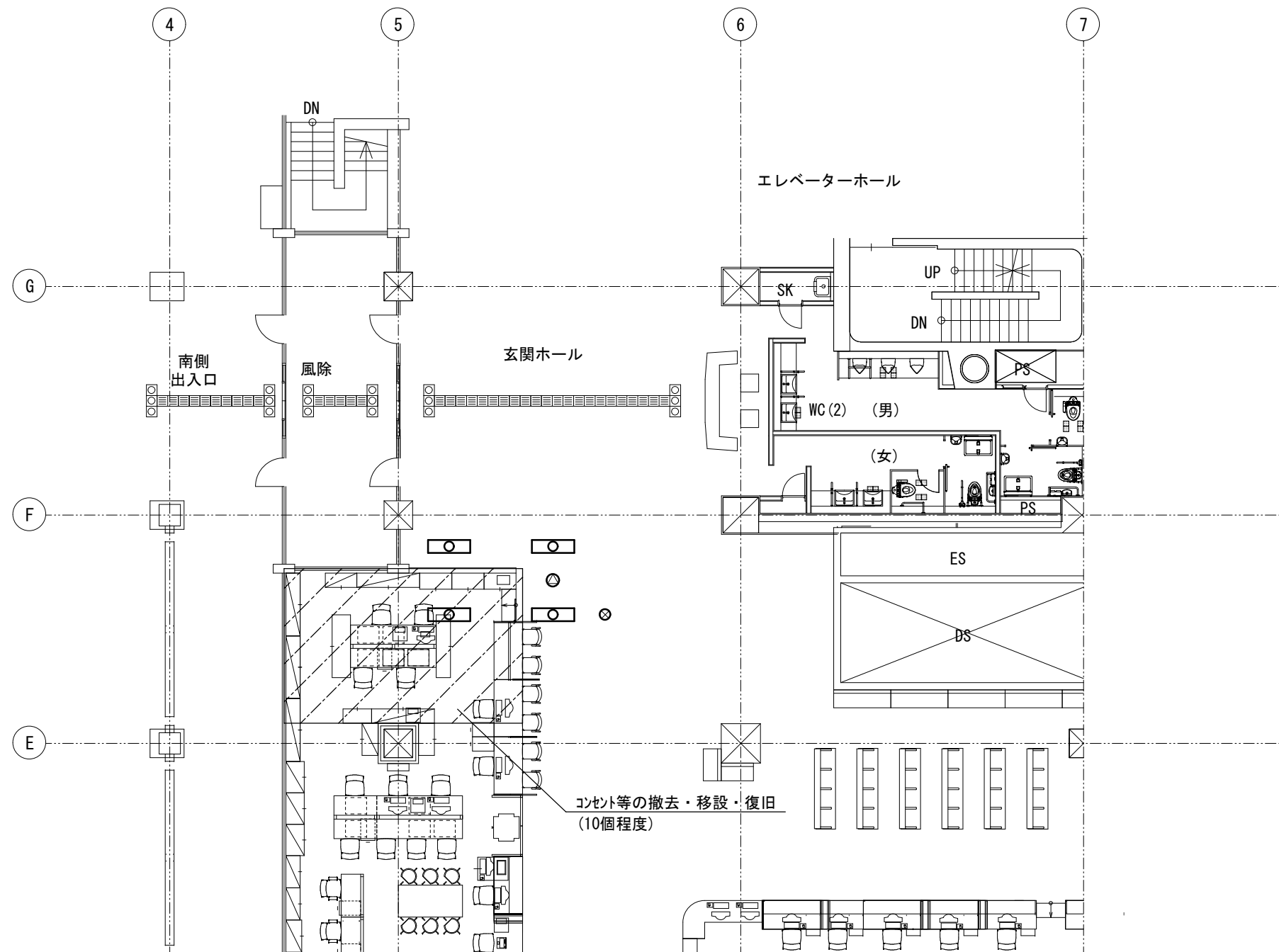
Date

Checked by b. s. l. s.

TAKATSUKI CITYHALL A SECTION OF ARCHITECTURE







現況撤去図（改修図）

記 号	名 称	備 考
○	LED照明器具 LRS6-4-65	撤去再取付
⊗	LED非常照明器具 K1-LRS11-3	撤去再取付
△	スリット 天埋形	撤去再取付

 Sheet No. E-13	Name 市役所本館地下2階非常用発電機改修工事		
	Class 電気設備1階平面図(撤去・改修)		Date
	Scale 1/150 (A3)		Checked by
	13 TAKATSUKI CITYHALL A SECTION OF ARCHITECTURE		